安全装置等導入促進助成金交付要綱

平成３１年３月２０日制定
令和７年４月１日改正
一般社団法人群馬県トラック協会

（目　的）
第１条　この要綱は、一般社団法人群馬県トラック協会(以下｢県ト協｣という。)が、公益社団法人全日本トラック協会(以下｢全ト協｣という。)とともに事業用トラックの交通事故ゼロを目指すため、安全装置等（以下「装置」という。）の導入に対する助成金(以下｢助成金｣という。)の交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑な事業を推進することを目的とする。

（対象装置）
第２条　助成の対象となる装置は、次に掲げる装置とし、助成対象機器としての適否は、別に定める判断基準による。装置の装着にあたっては、道路運送車両の保安基準に抵触しないことを条件とするほか、（１）・（２）・（７）の装置の全ト協助成分については、後付け装置のみを対象とする。
導入にあたっては、助成対象装置を新たに買取り又はリース(中古品及びレンタル品除く)により導入するものとし、割賦及び手形での購入は助成対象外とする。
（１）　後方視野確認支援装置（以下「後方視野」という。）
（２）　側方衝突監視警報装置（以下「側方衝突」という。）
（３）　衝突防止警報装置(以下「衝突防止」という。）
（４）　ＩＴ点呼システム機器（以下「ＩＴ点呼機器」という。）・遠隔点呼機器
（５）　デジタルタコグラフ装置（以下「デジタルタコグラフ」という。）
（６）　トルク・レンチ（以下「トルク・レンチ」という。）
（７）　呼気吹込み式アルコールインターロック装置（以下「アルコールインターロック」という。）
（８）　ＩＴ機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器（以下「ＩＴ活用遠隔携帯型アルコール検知器」という。）

（助成額および助成限度）
第３条　助成金交付額は、次のとおりとする。
１後方視野
１台あたり、装置取得価格の１／２　上限３０，０００円
（全ト協２０，０００円、県ト協１０，０００円）

側方衝突
１台あたり、装置取得価格の１／２　上限１００，０００円（全ト協のみ）
衝突防止
１台あたり、上限３０,０００円　　（県ト協のみ）

ＩＴ点呼機器・遠隔点呼機器
　１台　上限１００,０００円　　（県ト協のみ）

デジタルタコグラフ
　１台　１０,０００円　　（県ト協のみ）

トルク・レンチ
　１台　取得価格の１／２　上限３０，０００円　　（全ト協のみ）

アルコールインターロック
　１台あたり、装置取得価格の１／２　上限３０，０００円
　　（全ト協２０，０００円、県ト協１０，０００円）

ＩＴ活用遠隔携帯型アルコール検知器
　１台あたり、装置取得価格の１／２　上限２０，０００円
　　（全ト協のみ。Ｇマーク認定事業所のみ。）

いずれも、「装置取得価格の１/２」（「トルク・レンチ」は取得価格の１/２）については、千円未満を切り捨てる。

なお、国からの補助金が交付された場合は、全ト協の助成金は交付しない。

２　「後方視野」、「側方衝突」、「衝突防止」、「ＩＴ点呼機器・遠隔点呼機器」、「デジタルタコグラフ」、「アルコールインターロック」、「ＩＴ活用遠隔携帯型アルコール検知器」の各助成対象装置については、別表に掲げるものとする。なお、デジタルタコグラフについては、別表に掲げる機器のうち、「デジタコ型式指定番号」が付与されている機器を助成対象とする。

３　「後方視野」は、１会員３０台を限度とする。ただし、被けん引車を除く会費請求車両数が３０両以下の場合は、その台数までとする。

４　「後方視野」は、モニターと後方カメラを導入した場合、助成対象とする。側方視野確認支援装置が既に取り付けられている車両に、後方視野確認のためのカメラを新たに導入した場合、もしくは後方視野確認のためのモニターを同時に導入した場合も助成対象とする。故障等により、代替としてモニター及びカメラを同時に買い換える場合、または、モニターかカメラのいずれかを買い換える場合も対象とする。

５　「後方視野」は、全ト協と県ト協の助成総額が装置取得価格を上回らないものとする。

６　「側方衝突」は、全ト協が認めた別表の装置を車両総重量７．５トン以上の事業用貨物自動車の左折時の安全確保を目的として装着した装置を助成対象とする。ただし、トラクタ・トレーラに装着する場合は、トラクタの自動車検査証の最大積載量の欄に記載されている第５輪荷重が８．５トン以上であるものを助成対象とする。

１会員２台までを限度とする。

７　「衝突防止」は、交付申請書提出時点での県ト協に報告している車両数(被けん引車を除く。)により、次のとおりとする。

車両数は、　２９両以下　　５台まで

３０両以上　　１０台まで

ただし、交付申請時における県ト協への車両数報告が、被けん引車を除いて５両以下の場合は、その台数までとする。

なお、県ト協の助成額が装置取得価格を上回らないものとする。

８　「ＩＴ点呼機器」・「遠隔点呼機器」は、１会員１台とし、県ト協の助成額が装置取　得価格を上回らないものとする。

装置導入時において、国土交通省に「ＩＴ点呼に係る報告書」・「遠隔点呼の実施に　係る申請書」を提出し、受付されていることを条件とし、助成対象機器は、国土交通省が実施する「過労運転防止に資する機器導入に対する補助制度」で国土交通大臣が選定した機器とする。

９　「デジタルタコグラフ」は、１会員１０台を限度とする。ただし、被けん引を除く会費請求車両数が１０両以下の場合は、その台数までとする。

10　「トルク・レンチ」は、大型車用トルク・レンチ(自立型トルク・レンチ、トルクセッター型インパクトレンチを含む。)とし、車両総重量８トン以上の事業用トラックを管理する事業所が導入した場合に限り、１台を上限に助成対象とする。

なお、トルク・レンチについては、「６００Ｎ・ｍ」以上の締め付け能力を有するものを助成対象とする。

11　「アルコールインターロック」は、１会員１０台を限度とする。ただし被けん引を除く会費請求車両数が１０両以下の場合は、その台数までとする。

なお、助成対象機種は、国土交通省の技術指針に適合しているものとする。

12　「ＩＴ活用遠隔携帯型アルコール検知器」は、１会員１０台を限度とする。ただし、被けん引を除く会費請求車両数が１０両以下の場合は、その台数までとする。

13　装置取得価格には、機器本体価格の他、部品や付属品などの費用を含むものとし、取付工賃・インストール料・年間保守料や消費税などは含まない。

なお、「トルク・レンチ」の取得価格は本体価格とし、付属品や消費税等は含まない。

(助成対象期間)

第４条　令和７年度については、令和７年４月１日から令和８年２月６日の間に導入を完了し、支払い等が終了したものとする。ただし、助成期間内であっても予算が終了した場合には、打ち切ることがある。

(助成金の申請)

第５条　助成を受けようとする会員は、様式第１「助成金交付申請書」により令和７年１２月５日までに、県ト協に申請するものとする。

(交付決定)

第６条　県ト協は、前条の申請があったときは、予算の状況等をみて助成金の交付の可否を判断し、その旨を速やかに会員に回答するものとする。

(実績報告及び助成金の請求)

第７条　導入した会員は、事業の完了から２ヶ月以内または令和８年２月１３日のいずれか早い日までに県ト協に様式第２「助成金事業実績報告(請求)書」(以下「実績報告書」という。)により、添付書類とともに請求するものとする。

２　「事業の完了」とは、装置導入及び支払い又はリース契約及び初回リース料の

支払完了をいう。

（助成金の交付）

第８条　県ト協は、前条に定める実績報告書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、本助成事業に適合すると認めた場合には、会員に対して第３条に定める助成金を交付する。

なお、県ト協は、全ト協に対しその要綱に従い安全装置等に対する助成金交付の実績報告を行うものとする。

（助成金の返還）

第９条　県ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

(1)　この要綱その他事項に違反したとき

(2)　虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

２　前項の規定により返還を命じられた事業者については、県ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

（財産処分の制限）

第 10 条　会員は、交付対象の装置を導入の日から起算して、別に定める期間を経過するまでは、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。

ただし、県ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

（申請の変更・取下げ）

第 11 条　会員は、交付決定後、申請内容を変更し、或いは、取下げるときは速やかに協会に報告し、その指示を受けなければならない。

（管理台帳等の作成、保管）

第 12 条　県ト協は、本助成に関する管理台帳を作成して、管理、保管するものとする。

（導入効果等の報告）

第 13 条　会員は、県ト協から導入の効果等について求められた場合は、別に定める調査票に基づき、県ト協に報告しなければならない。

（その他）

第 14 条　この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要な事項は、県ト協がこれを別に定める。

（附　則）

１　本要綱は、平成３１年４月１日から適用する。

なお、改正前の要綱「後方視野確認支援装置導入促進助成金交付要綱（平成３０年３月２３日一部改正）」、「側方視野確認支援装置導入促進助成金交付要綱（平成３０年３月２３日一部改正）」、「衝突防止警報装置導入促進助成金交付要綱（平成３０年３月２３日一部改正）」、「ＩＴ点呼システム機器導入促進助成金

交付要綱（平成３０年３月２３日一部改正)」に基づき実施した助成事業については、なお従前の例によるものとする。

（附　則）

１　本要綱は、令和２年４月１日から適用する。

なお、改正前の要綱（平成３１年３月２０日一部改正）に基づき実施した助成事業については、なお従前の例によるものとする。

（附　則）

１　本要綱は、令和３年４月１日から適用する。

なお、改正前の要綱（令和２年３月２５日一部改正）に基づき実施した助成事業については、なお従前の例によるものとする。

（附　則）

１　本要綱は、令和４年４月１日から適用する。

なお、改正前の要綱（令和３年３月１６日一部改正）に基づき実施した助 成事業については、なお従前の例によるものとする。

（附　則）

１　本要綱は、令和５年４月１日から適用する。

なお、改正前の要綱（令和４年３月１５日一部改正）に基づき実施した助成事業については、なお従前の例によるものとする。

（附　則）

１　本要綱は、令和６年４月１日から適用する。

なお、改正前の要綱（令和５年３月１５日一部改正）に基づき実施した助成事業については、なお従前の例によるものとする。

（附　則）

１　本要綱は、令和７年４月１日から適用する。

なお、改正前の要綱（令和６年３月１５日一部改正）に基づき実施した助成事業については、なお従前の例によるものとする。

様式第１（第５条関係）

申請書提出期日：令和７年１２月５日迄

令和　　年　　月　　日

一般社団法人群馬県トラック協会
会　長　　武　井　　宏　　殿
(FAX　０２７－２６１－７５７６)

事業者名

代表者名　　代表者

（ 担当者名　　）

（ TEL　　FAX　　）

デジタルタコグラフ装置導入促進助成金交付申請書

デジタルタコグラフ装置を下記の通り導入したいので、要綱第５条に基づき申請します。

記

助成対象機器	メーカー	機器名称・型式	台数	導入予定時期
車載器			台	年　月
			台	年　月
支払予定	買 取 ・リ ー ス　※ 割賦及び手形等での購入は助成対象外			
販売会社名： 担 当 者 名： 連　絡　先：				No.

※ 協会記載欄	担当者名	予算チェック	連絡	電算No.	
申請状況	・　／　付 No.　，　台 ・　／　付 No.　，　台 ・　／　付 No.　，　台	・　／　付 No.　，　台 ・　／　付 No.　，　台 ・　／　付 No.　，　台			車両数

実績報告書提出期日：令和８年２月１３日迄

様式第２（第７条関係）

令和　　年　　月　　日

一般社団法人群馬県トラック協会
会　長　武　井　　宏　殿

事業者名
代表者名　　代表者印
担当者名
TEL　　FAX

デジタルタコグラフ装置導入促進助成金事業実績報告（請求）書

要綱第７条に基づき、下記の通り請求します。

記

１　助成金請求額　　円
但し、車載器　　台分
県ト協　　円 ×　　台 ＝　　円

２　振込先

金融機関名								支店	
口座番号	当座 ・ 普通	No.							
口座名	フリガナ								

※口座番号が７桁に満たない場合は、先頭部分に「0」を入力して、全部で７桁となるようにご入力ください。

３　添付書類（用紙サイズは全てＡ４判で統一）
(1)　デジタルタコグラフ装置装着証明書
（装着業者発行、登録番号・装置型式・装着日記載）
(2)　買取りの場合は請求明細書(写)及び領収書(写)
※ インターネットバンキングによる支払いの場合は、振込依頼書と合わせて、必ず引き落とされたことが確認できる通帳の（写）等を添付してください。当座から振込の場合は、当座勘定照合表を添付願います。
※リースの場合は初回リース料の支払完了を証する書面（写）及び見積書(写)及び契約書(写)
(3)　装着車両の車検証(写)(電子化された自動車検査証にあっては自動車検査証記録事項(写))受付時に期限切れでないもの。)
(4)　その他参考となる書類

【証明日】　令和　　年　　月　　日

デジタルタコグラフ装置装着証明書

【装着証明者】

所 在 地

事業者名

代表者名　　代表者印

電話番号

下記の車両に搭載のデジタルタコグラフ装置は、当社が装着したことを証明いたします。

記

【 導入事業所 】

所 在 地

事業所名

【 装着車両一覧 】

合計　　台

No.	装着年月日	装着車両		デジタルタコグラフ装置	
		登録番号	車名	メーカー名	名称・型式
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					